

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

山口市の地勢は、北に中国山地を背負い、南に瀬戸内海を臨み、比較的幅の狭い市街地が北南に連たんしている。北部には、なだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山陵には農山村地帯が散在している。

市の北部には、飯ヶ岳、西・東鳳翔山、十種ヶ峰、高岳山など標高 700m から 1,000m の山並みが続いている。

また、河川は、佐波川、樫野川及び阿武川の 3 河川が存在する。当会議所管内（旧山口市・旧小郡町）を縦断する樫野川は、龍門岳に発し、山口盆地を南西に流れ、途中山口市山口地域で最大支川の仁保川、一の坂川などの支川を合わせ、小郡仁保津の狭さく部を過ぎてその向きを南に変え、吉南平野を貫流して周防灘の山口湾に注ぐ、流域面積 322.4 km²、長さ 30.3 km の 2 級河川であり、洪水を防ぐため昭和 59 年に樫野川の支流である一の坂川に一の坂ダムが、昭和 63 年に荒谷ダムが造られている。

これらの河川により、浸食された深谷の地形は急傾斜地が多いため、地すべり、山崩れ及び土石流の発生が多くみられる。

また、港は、山口港、秋穂港、青江港、山口東港、湾は山口湾、秋穂湾、尻川湾、中道湾、大海湾が存在し、海岸地域では、過去の開墾等による造成地があること、また海岸線が複雑に入り組んでいることから、高潮、津波の危険性も大きい。

当所管内（旧山口市・旧小郡町）における災害リスクは山口市が作成したハザードマップにより、下記のとおり想定される。

① 洪水（樫野川・仁保川・今津川・南若川等）

平成 27 年 5 月に改正された水防法に基づき、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定されている。

当会議所本所が立地する中心市街地において、0.5m 未満や 0.5m～3.0m 未満、当会議所広域ビジネスサポートセンターが立地する新山口駅周辺は、3.0m～5.0m 未満、さらに樫野川下流域には 5.0m 以上の箇所も点在する。

② 土砂災害

台風や集中豪雨・地震が原因で、地すべり、土石流、がけ崩れによる土砂災害が発生する。山口市内においては、山間地域には、土石流とがけ崩れのリスクが高く、中心市街地においては、比較的リスクは少ない。

平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨により、土石流 14 件、急傾斜地のがけ崩れ 7 件、地すべり 0 件発生している。

③ 津波・高潮

山口県の瀬戸内海沿岸で「最大クラスの津波」を発生させる地震としては、南海トラフ巨大地震、周防灘断層群主部の地震の 2 つが想定される。

【当所管内において津波による浸水が想定される地域】

小郡、陶、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山

平成 27 年 5 月に改正された水防法に基づき、山口南沿岸において想定最大規模の高潮によ

る浸水想定区域が指定されている。

【当所管内において高潮による浸水が想定される地域】

小郡、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山

④地震

大原湖断層系の活断層が活動した場合、揺れの強さは兵庫県南部地震相当の非常に激しい揺れになるものと考えられる。その場合、山口市、宇部市東部に極めて大きな被害を生じ、県の中央部で交通網をはじめ様々なものが東西に分断されることになる。特に、大原湖断層系のうち、県中央部の山口盆地に位置する「山口盆地北西縁断層」による地震が発生した場合、山口市の中心市街地において多くの被害が想定される。

同じ方向で「山口盆地北西縁断層」の南部に位置し、『大原湖断層系』を構成する「宇部東部断層」と「下郷断層」の二つの断層が同時に活動する場合、山口市から宇部市にかけて多くの被害が想定される。

⑤その他

山口市では、平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨により 1 時間に最大 77 mm（24 時間雨量 277 mm）の非常に激しい雨が襲い、県内各地で土砂災害が発生。市内でも小鯖地区、小郡地区など土砂災害による地域の孤立や、断水等の被害があった。また、平成 25 年には阿東地域において阿武川がはん濫、市内中心部では湯田地域において内水の被害があった。令和 5 年には、7 月 1 日の未明に山口県に線状降水帯が発生し、大歳地区、大内地区、小郡地区等市内各地で浸水被害が発生した。

⑥感染症

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、今般の新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症の発生は、その感染力の強さから、本市においても大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

（２）商工業者の状況

・山口市管内商工業者数（令和 3 年経済センサス）

商工業者数	小規模事業者数	小規模割合
5,939	4,119	69.4%



〈参考〉令和５年度山口市統計（山口市産業大分類別）

業種	事業者数	小規模事業者数	立地状況
卸売業・小売業	2,119	1,078	中心市街地を中心に広域に分散
宿泊業・飲食サービス業	790	391	宿泊業は、湯田地域に最も多く、次いで小郡地域に集中。
建設業	758	693	市内広域に分散
製造業	284	203	市内広域に分散
生活関連サービス業・娯楽業	683	526	市内広域に分散
その他	3,491	-	市内広域に分散

※令和５年度山口市の統計より（小規模事業者数については、卸・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業は、従業員数１～４人、建設・製造業は１～１９人から引用）

（３）これまでの取組

１）当市の取組

①山口市地域防災計画の策定

災害対策基本法第４２条の規定に基づき、山口市防災会議が作成。

この計画は、国の防災計画及び山口県の地域防災計画に基づき、本市地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。

また、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正している。

②山口市防災ガイドブックの作成及び配布

地域別のハザードマップと防災に必要な情報を１冊にまとめた、山口市防災ガイドブック（仁保、小鯖、大内、宮野、大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳）（小郡、嘉川、佐山、阿知須）（陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂）（阿東）（徳地）、山口市防災ガイドブック津波・高潮編（小郡・秋穂・阿知須・陶・鑄銭司・名田島・秋穂二島・嘉川・佐山）を作成し、対象区域への全戸配布や市ウェブサイトへの掲載等により防災意識の啓発に努めている。

③山口市防災メール配信サービス等の提供

登録制によるメール配信や市公式LINE等により、気象警報、雨量、水位など防災情報や、避難に関する緊急情報を提供している。

④防災訓練

図上訓練では、大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の確認を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立などを図っている。

実働訓練は、地域の特性、危険性、過去の災害の教訓等に対応した内容で実施しており、市民の防災対策に関わる防災グッズの展示等を企業等関係者の協力により行っている。

⑤防災備品の備蓄

災害が発生した場合、民間企業等に対し、直ちに供給要請を行うことができるよう応援協

定を締結。食料の確保、飲料水の供給、生活必需品等の確保に努めている。

⑥山口市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

国・県の行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針として作成。本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

2) 当会議所の取組

〈小規模事業者への取組〉

- ①事業者BCPに関する国の施策の周知及び計画策定支援
- ②被害のあった小規模事業者への資金繰り等の相談対応
- ③被害状況の把握及び行政への報告による支援の対応

山口県や山口市から依頼があった場合に、下記の方法にて情報収集し、報告。

【方法】被害のあった地域の事業所へ電話にて確認した情報

事業者から窓口・巡回相談時に報告された情報

- ④事業継続計画（BCP）策定研修等による知識習得

山口県と包括協定を締結された損保会社による事業継続計画策定研修を経営指導員等を対象に実施。

〈当会議所職員への取組〉

- ①職員緊急連絡簿の整備及び配布
- ②避難所の届出
- ③消火器の設置
- ④防災備品の備蓄

II 課題

事業継続力強化支援事業は、商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、小規模事業者の経営基盤強化のために新たに位置づけられたものである。

商工会議所として、小規模事業者が事業を継続・持続していくうえで、切れ目のない伴走型支援をおこなう中のひとつの課題として、小規模事業者の経営資源の管理やリスクマネジメントの普及・啓発に取り組んでいかなければならない。

（1）小規模事業者への支援に対する課題

①小規模事業者の経営課題として優先順位

過去のアンケートでは、「人材確保」や「売上の低迷・不振」などが経営課題の優先順位上位を占めており、昨今の原油価格・物価高騰等の影響により、小規模事業者のBCP対策は、経営課題として優先順位が高くない。

管内商工業者のうち、小規模事業者は 69.4%（令和 3 年経済センサス）を占めるため、管内すべての小規模事業者への周知・普及も課題である。

②事業継続力強化計画申請支援の実績

山口県の事業継続力強化計画認定企業数は、757 企業（令和 6 年 10 月末日時点）。全国の約 1.1%程度である。山口市内の認定企業は、山口県内の約 6.6%程度であり、当会議所における申請支援実績も、少ないのが現状である。

③BCP対策として経営資源の管理

被災時の被害規模の把握及び資金調達などに提出しなければならない罹災証明に必要な被害額を提示するのに、各事業者による経営資源の管理の徹底が不可欠である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(2) 当会議所としての課題

① 平時・緊急時の対応

令和2年2月に当会議所災害時対応マニュアルを作成し共有されているが、緊急時に迅速な対応ができるよう職員の更なるレベルアップが必要である。

② B C Pに係る関係機関との連携体制

山口県と包括協定を締結している損害保険会社を講師に山口県内商工会議所経営指導員等を対象とした研修会を更に充実させる。

Ⅲ 目標（当会議所としての行動指針）

- B C P対策による小規模事業者の経営基盤強化のための支援強化
- 緊急時に円滑な小規模事業者への支援ができる被害情報収集及び報告スキームの運用

1. 小規模事業者の経営基盤を強化させるためのB C P対策の普及・啓発の強化

管内小規模事業者に対し、災害がもたらす経営リスクの認識し、事前に実行性のあるB C P対策の必要性を周知する。

- ① 窓口・巡回相談時における周知（窓口・巡回件数 1,100 件／年）
- ② 当所月報（2 回程度／年）及びH P等を活用した周知
- ③ セミナー等におけるB C P対策の周知（セミナー開催 1 回／年）
- ④ B C P対策支援 30 件／年
- ⑤ 事業継続力強化計画申請支援 3 件／年

2. 当会議所のB C P支援体制の強化及び災害時対応マニュアルの円滑な運用

- ① 被災調査や経営支援をおこなう経営指導員等の経営支援スキルの強化
- ② 災害時対応マニュアルの周知・徹底と職員研修会の充実

3. B C Pに係る関係機関との連携体制の強化

- ① 金融機関、損保会社、専門家等との連携強化

4. 事業継続力強化支援計画のP D C Aによる見直し

- ① 当会議所と当市において、定期的（年 1 回程度）に会議を開催し、変更があれば山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会議所と当市は、下記の通り役割分担及び連携し、平時から小規模事業者が防災・減災に向けた取組を推進するため、発災した場合に円滑な小規模事業者への支援ができるように以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

<当会議所が行う対策>

- ①窓口・巡回相談時における周知（窓口・巡回件数 1,100 件／年）
 - ・当所が作成したBCP対策の啓発チラシを月報手配り時に配布し、啓発に務める。
 - ・山口市が作成した「山口市防災ガイドブック」の活用を促し、地域の被害想定箇所の事前把握を推進する。
 - ・山口市が取り組む「山口市防災メール」（事前登録制）等の周知を行い、活用促進を図る。
 - ・中小企業庁が作成するパンフレットを活用し、普及・啓発を図る。
- ②当会議所月報（2回程度／年）及びHP等を活用した周知
 - ・当会議所月報に国の施策や小規模事業者が取り組むBCP対策などを紹介する。
 - ・管内小規模事業者向けにHP等を活用し、周知する。
- ③セミナー等におけるBCP対策の周知（セミナー開催1回／年）
 - ・小規模事業者向けの事業継続の取組に関するセミナーを開催し、普及啓発や国・県・市の施策の周知や損害保険の紹介等を行う。

<当市がおこなう対策>

- ①市報、市ウェブサイト及びオープンマップによる山口市ハザードマップの掲載及び各種関連情報の提供

2) 当会議所自身の事業継続計画の職員への周知・徹底

- ①令和2年2月に作成した「山口商工会議所災害時対応マニュアル」及び事業継続計画（BCP）を全職員に周知・徹底し、災害時の対応を認識させる。

3) 関係団体等との連携

- ①山口県と包括協定を締結されている損保会社と連携し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を開催する。
- ②小規模事業者への支援において連携している金融機関や専門家等と経営計画策定等に経営資源の管理、リスクマネジメントについて周知、提案。

4) フォローアップ

①「BCP対策支援」の実施

事業所からBCP計画及び事業継続力強化計画の策定をどのように進めたらよいか相談があった場合や、具体的に事業場の災害対策レイアウト等の助言など、啓発活動から一歩進んだ支援をおこなう。

②事業継続力強化計画の申請支援

必要に応じ「事業継続力強化計画」の認定取得の推進や認定後のフォローアップに取り組む。

5) 当該計画に係る訓練の実施等

- 1) 自然災害が発生したと仮定し、当会議所と当市との連絡ルート及び被害情報収集の流れの確認をおこなう。(年1回程度)
- 2) 情報収集による当該計画の見直し(必要に応じて)

< 2. 発災後の対策 >

地震、大型台風、集中豪雨など大規模災害の発生時には、人命安全確保を最優先とし、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡、対応する。

① 応急対策の実施可否の確認

1. 【当日の対応】職員(嘱託、臨時職員、派遣社員を含む)等の安否確認

・災害発生後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認実施責任者が安否確認を実施し、確認結果の取りまとめを行う。

【安否確認方法】事務所内・・・口頭伝達、SNS(エルガナ等)

事務所外・・・電話、SNS(エルガナ等)により連絡する。

災害用伝言サービスを活用する。

- ・国内感染者発生の場合には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会議所による感染症対策を行う。

2. 【当日の対応】勤務可能な人員の把握

安否確認実施責任者は、発災後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認結果をもとに勤務可能な人員の把握をおこなう。

3. 【当日の対応】災害対策本部の設置

当会議所は、事象に関わらず、ある事象が発生し、人命に関わるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合は災害対策本部を設置する。

地震の場合は、本地区に震度6以上の地震が発生した場合に設置。集中豪雨・台風等の特別警報等が発令された場合は、災害対策本部長は状況を見ながら、その都度判断するものとする。地域総合経済団体として、適切な情報発信・情報提供ができるよう、早急に災害対策本部を設置するとともに、対策本部等の拠点を確保する。

4. 【当日の対応】災害対策本部による災害関連業務各班の設置判断・指示

B C P 対応への判断、対応する災害レベルの選択により、B C Pを発動する。

② 応急対策時の方針決定

1. 【当日～1週間程度】当会議所と当市で被害状況や被害規模の情報共有・報告

迅速な被害情報の把握及び情報共有をおこなう。当会議所で収集した情報を山口市ふるさと産業振興課へ報告し、相互に被害情報を共有する。

当会議所は、山口市と共有した情報を山口県経営金融課へ指定された様式にて、災害に伴う被害状況をファックスもしくはメールにて報告する。

2. 【当日～1週間程度】被害状況や被害規模に応じて応急対策の方針を決定

災害対策本部が設置され、被害状況や被害規模が大きく職員だけでは対応が不可能である

ると判断した場合、山口県商工会議所連合会へ報告、相談する。山口県内の近隣商工会議所等へ応援要請をおこなう。

3. 【当日～1週間程度】（特別）相談窓口の設置

4. 【当日～】継続した被害情報の把握及び情報提供

事業者の安否確認、被害の状況を電話もしくは訪問により確認し、情報を当市へ下記のとおり報告し、情報共有する。

また、当会議所は、山口県から指定された様式にて、災害に伴う被害状況を山口県経営金融課へファックスもしくはメールにて報告する。

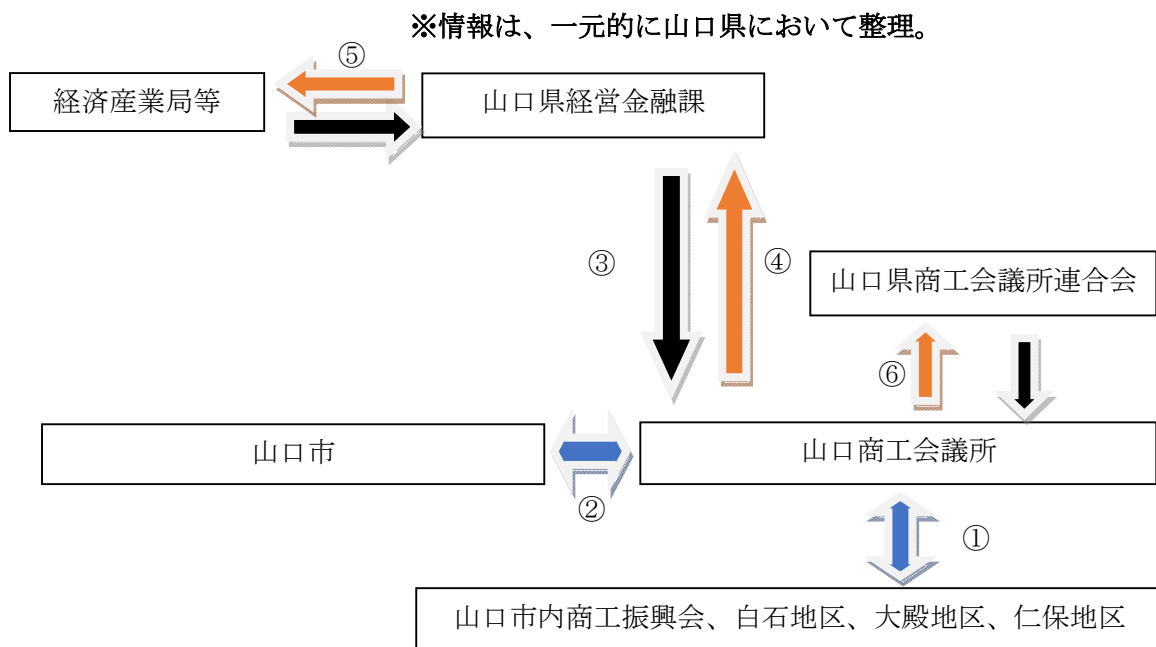
発災後～2週間	1日に2回程度共有する（午前・午後）
2週間～4週間	1日に1回程度共有する
4週間以降	2日に1回程度共有する

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

発災時に管内の小規模事業者の被害情報の迅速な把握・報告及び指示命令系統・連絡体制を構築する。

感染症の流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会議所と当市が共有した情報をメールまたはFAXにて当会議所より山口県経営金融課へ報告する。

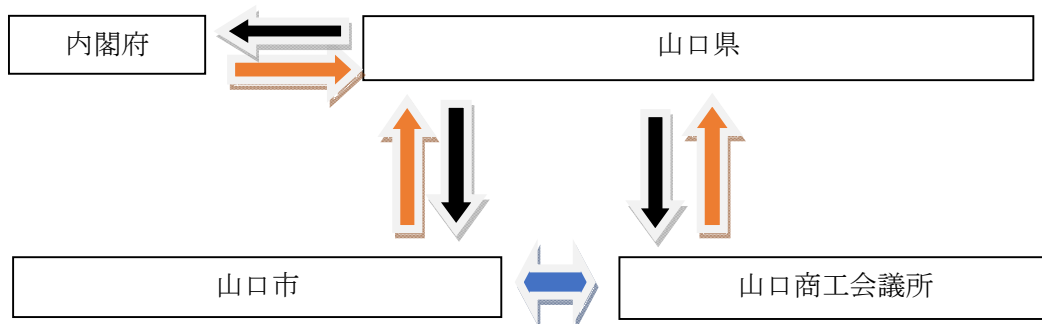
【1. 発災時における連絡体制（被害情報の報告ルート）】



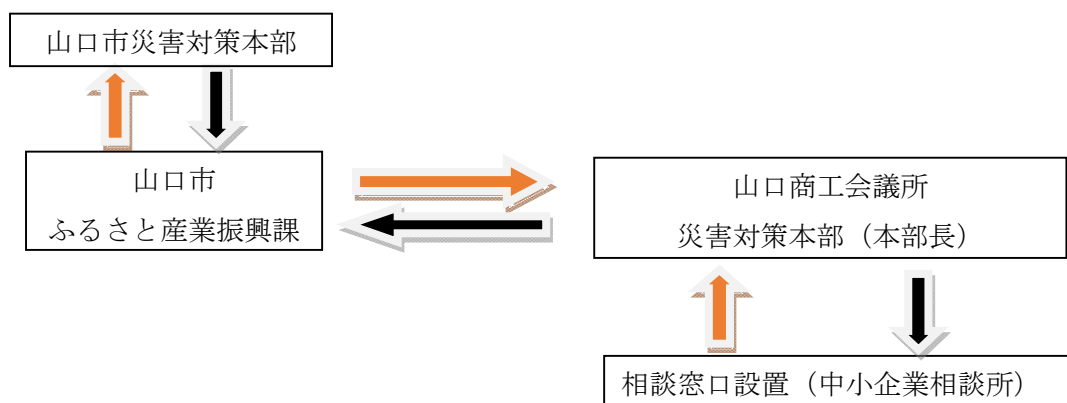
- ①当会議所は、管内小規模事業者等の被害状況を情報収集する。
- ②当会議所と当市の小規模事業者等の被害状況の情報提供により定期的に情報共有する。
- ③山口県から小規模事業者等の被害状況の情報提供を当会議所へ依頼する。
- ④当会議所は、山口県経営金融課へ被害情報を報告する。

- ・ 商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等）の被害状況・被害額等
 - ・ 建物等商工被害以外（被害状況、被害金額等）
- ⑤山口県経営金融課より経済産業局へ被害情報を報告する。
- ⑥当所職員だけでは対応が難しい場合、山口県商工会議所連合会へ報告、相談する。

〈 参考 〉 全体の流れ



【 2.（特別）相談窓口設置に係る指示命令系統】



4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

被害状況調査・緊急相談窓口を通じ、地域の商工業者への積極的な情報提供をおこなう。

1. 【翌日～ 】緊急支援制度の情報収集

国・県・市の実施する緊急支援制度（被災中小企業者への救済援助措置）の情報収集を行う。既存の制度で災害時に使える制度に関して当該実施機関に問い合わせを行う。

2. 【翌日～ 】（特別）相談窓口の設置

災害対策本部設置後、地区内小規模事業者に対する相談窓口を開設し、国等が実施する支援制度の情報提供をおこなう。必要に応じて出張窓口相談を行う。
※災害救助法が適用された場合は、特別相談窓口を設置する。

3. 【翌日～ 】（特別）相談窓口における情報提供・支援

国等が実施する支援制度の情報を事業者へ提供・支援

4. 【翌日～ 】被災情報の収集

事業所を訪問し、安否の確認・事業継続等アンケート調査を行う。

5. 【翌日～ 】被害額の算定

県や市等との被害額算定に関する協議を行い、罹災証明の発行に必要な資料を作成する。被災した事業者について、県や市等と連携し、被害額の算定を行う。(依頼がある場合)

6. 【翌日～ 】支援情報の提供等

巡回等により収集した情報をもとに、事業者へ支援情報の提供等を的確に行う。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

管内の商工業者のうち、約7割が小規模事業者である。小規模事業者の災害による損失は、地域経済への大きな影響となる。小規模事業者への復興支援を下記のとおり実施する。

①復旧・復興支援体制の構築

当会議所と当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

また、被害規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な場合は、山口県商工会議所連合会へ相談、報告し、近隣商工会議所への応援要請を依頼する。更に、人員不足の場合は、日本商工会議所等へ報告、相談する。

②相談窓口（特別相談窓口）の設置

窓口・巡回相談による再建に向けた課題解決の支援をおこなう。

③相談体制の拡充（常時）

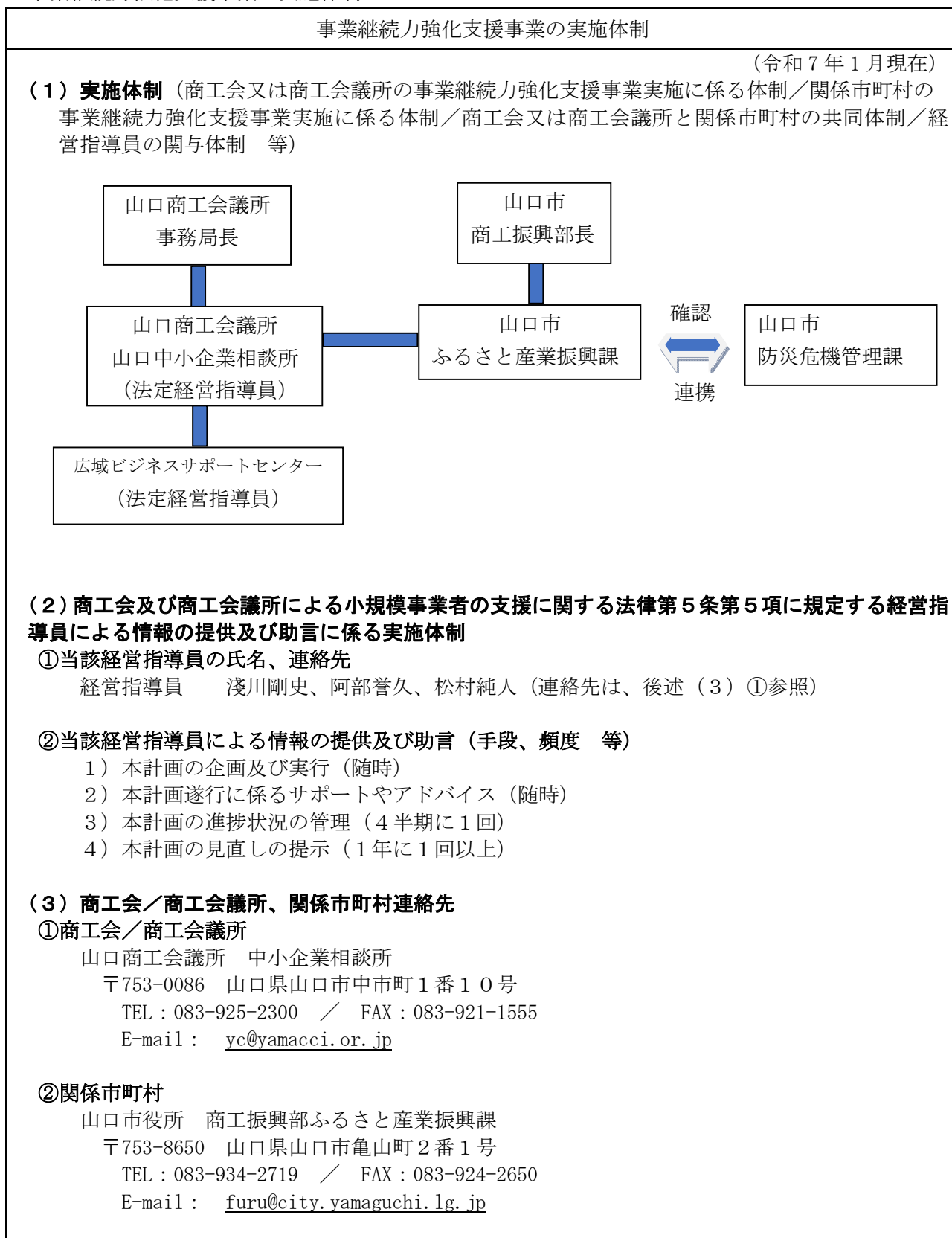
- ・当会議所経営指導員11名、中小企業診断士、社会保険労務士等専門家によるワンストップの相談対応。
- ・資金繰りの円滑化や事業復旧に向けた金融機関等との連携による国等支援策の活用支援
- ・再建に向けた小規模事業者持続化補助金等の申請支援
- ・再建に向けた被災中小企業復興支援等の申請支援

④小規模事業者の復旧に向けたニーズを行政へ要望する。

事業所を訪問し、実施した事業継続等アンケートの調査結果をデータベース化し、行政への要望や個社支援に有効活用する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	430	430	430	430	430
専門家派遣費	330	330	330	330	330
セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
小規模事業経営支援事業費補助金、山口市他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
あいおいニッセイ同和損害保険(株)山口支店 山口支店長 清水 裕子	〒754-0014 山口県山口市小郡高砂町 2-8-8F
損害保険ジャパン(株)山口支店山口支社 山口支社長 安田 崇浩	〒753-0076 山口県山口市泉都町 7-11-2F
東京海上日動火災保険(株)山口中央支社 山口中央支社長 長澤 慶太	〒754-0021 山口県山口市小郡黄金町 7-43-3F
三井住友海上火災保険(株)山口支社 山口支社長 藤塚 邦洋	〒754-0014 山口県山口市小郡高砂町 2-8-4F
連携して実施する事業の内容	
B C P 普及啓発セミナー（1 回／年）	
連携して事業を実施する者の役割	
B C P 普及啓発セミナー実施に係る講師の派遣、取引先への周知、セミナー終了時の損害保険制度説明等	
連携体制図等	
<pre> graph TD A["あいおいニッセイ同和 損害保険(株)山口支店"] <--> C["山口商工会議所"] B["損害保険ジャパン(株) 山口支店山口支社"] <--> C D["東京海上日動火災保険 (株)山口中央支社"] <--> C E["三井住友海上火災 保険(株)山口支社"] <--> C </pre>	